

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年 1月12日

【発行者名】 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 土岐 大介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 出仙 学恭

【電話番号】 03(5156)5000

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ドイチェ・ETFバランス・ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 (1)当初申込期間 5,000億円を上限とします。
(2)継続申込期間 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

投資対象ETFの信託報酬相当額が引き下げになったこと、及び信託報酬等の水準の記載についてより明確にするために、2017年11月17日付をもって提出した有価証券届出書（2017年12月6日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項の一部訂正を行うことを目的に、本訂正届出書を提出するものです。また、併せて委託会社等の経理状況の更新等を行います。

2【訂正の内容】

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(2)【ファンドの沿革】**

< 訂正前 >

2017年12月15日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始（予定）

< 訂正後 >

2017年12月15日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2【投資方針】**(2)【投資対象】**

< 訂正前 >

（前略）

< 投資対象ETFの概要 >

名称	db x-トラックーズ MSCI ワールド・インデックス UCITS ETF (DR)	db x-トラックーズII パークレイズ・グローバル・アグリゲート・ボンド UCITS ETF
（中略）	（中略）	（中略）
信託報酬相当額 （年率）	0.19% <u>以下</u>	<u>0.30%以下</u>

（以下略）

< 訂正後 >

（前略）

< 投資対象ETFの概要 >

名称	db x-トラックーズ MSCI ワールド・インデックス UCITS ETF (DR)	db x-トラックーズII パークレイズ・グローバル・アグリゲート・ボンド UCITS ETF
（中略）	（中略）	（中略）
信託報酬相当額 （年率）	0.19%	<u>0.15%</u>

（以下略）

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

(前略)

なお、この他に投資対象とする上場投資信託証券に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。

上場投資信託証券の名称	信託報酬相当額（年率）
db x-トラッカーズ MSCIワールド・インデックス UCITS ETF (DR)	0.19%以下（本書作成日現在）
db x-トラッカーズ II バークレイズ・グローバル・アグリゲート・ボンド UCITS ETF	0.30%以下（本書作成日現在）

したがって、当ファンドの信託報酬に投資対象とする上場投資信託証券の信託報酬相当額（本書作成日現在の投資対象上場投資信託証券の組入比率を均等として計算した上場投資信託の信託報酬相当額（加重平均値）：年率0.245%程度）を加算した実質的な信託報酬は、本書作成時点において、当ファンドの純資産総額に対し、年率0.4988%程度（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、当ファンドにおける実際の上場投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあります（ただし、年率0.75%（税抜）が上限となります。）。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

なお、この他に投資対象とする上場投資信託証券に関しても、以下の信託報酬相当額がかかります。

上場投資信託証券の名称	信託報酬相当額（年率）
db x-トラッカーズ MSCIワールド・インデックス UCITS ETF (DR)	0.19%（本書作成日現在）
db x-トラッカーズ II バークレイズ・グローバル・アグリゲート・ボンド UCITS ETF	0.15%（本書作成日現在）

したがって、当ファンドの信託報酬に投資対象とする上場投資信託証券の信託報酬相当額（本書作成日現在の投資対象上場投資信託証券の組入比率を均等として計算した上場投資信託の信託報酬相当額（加重平均値）に基づく概算値：年率0.17%±0.01%）を加算した実質的な信託報酬は、本書作成時点において、当ファンドの純資産総額に対し、年率0.4238%±0.01%（税込）となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、当ファンドにおける実際の上場投資信託証券の組入状況等によっては変動することがあるため、事前に固定の料率、合計額等を表示することができません。

(以下略)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (平成29年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	5,496,490
前払費用	29,427
未収入金	63,754
未収委託者報酬	808,735
未収運用受託報酬	8,204
未収収益	2,209,143
立替金	45,734
繰延税金資産	1,040,193
為替予約	16,320
流動資産計	9,718,002
固定資産	
投資その他の資産	162,627
繰延税金資産	137,530
その他	25,096
固定資産計	162,627
資産合計	9,880,630
負債の部	
流動負債	
預り金	62,760
未払金	462,444
未払手数料	414,551
その他未払金	47,893
未払費用	3,015,804
未払法人税等	419,356
未払消費税等	1 29,318
賞与引当金	261,729
為替予約	46,472
流動負債計	4,297,886
固定負債	
長期未払費用	67,440
退職給付引当金	416,365
賞与引当金	57,058
固定負債計	540,864
負債合計	4,838,751
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	1,830,000
資本剰余金計	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	133,707
繰越利益剰余金	133,707
利益剰余金計	133,707
株主資本計	5,041,707
評価・換算差額等	

その他有価証券評価差額金	171
評価・換算差額等合計	171
純資産合計	5,041,878
負債・純資産合計	9,880,630

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	3,422,222
運用受託報酬	8,446
その他営業収益	1,565,153
営業収益計	4,995,821
営業費用	
支払手数料	1,756,782
その他営業費用	775,121
営業費用計	2,531,904
一般管理費	2,071,686
営業利益	392,230
営業外収益	4,247
営業外費用	1 25,361
経常利益	371,116
特別損失	2 77,699
税引前中間純利益	293,417
法人税、住民税及び事業税	410,242
法人税等調整額	244,528
法人税等合計	165,713
中間純利益	127,703

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>時価法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 但し、当中間会計期間末の計上額はありませぬ。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p>
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成29年9月30日)
1 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1 営業外費用の主要項目	
為替差損	25,121千円
2 特別損失の主要項目	
割増退職金	77,699千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成29年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	5,496,490	5,496,490	-
(2)未収委託者報酬	808,735	808,735	-
(3)未収収益	2,209,143	2,209,143	-
(4)投資有価証券 その他の有価証券	2,247	2,247	-
資産計	8,516,615	8,516,615	-
(1)未払手数料	414,551	414,551	-
(2)未払費用	3,015,804	3,015,804	-
(3)未払法人税等	419,356	419,356	-
負債計	3,849,712	3,849,712	-
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	30,152	30,152	-
デリバティブ取引計	30,152	30,152	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、を付しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成29年9月30日)

其他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	2,247	2,000	247
合計		2,247	2,000	247

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成29年9月30日)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	1,549,315	-	46,472	46,472
	米ドル				
	買建	772,687	-	15,574	15,574
	ユーロ				
シンガポールドル	26,950	-	745	745	
合計		2,348,953	-	30,152	30,152

（セグメント情報等）**セグメント情報**

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 営業収益**

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間末 (平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	81,901円86銭
1株当たり中間純利益金額	2,074円45銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
中間純利益金額(千円)	127,703
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	127,703
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

<訂正前>

(前略)

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社 S B I 証券	48,323百万円 (2017年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社 ¹	7,495百万円 (2017年3月末現在)	
三菱UFJ信託銀行株式会社 ²	324,279百万円 (2017年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

¹ 2017年12月8日から取扱開始予定です。

² 当初申込期間における委託会社による取得申込みの受付等のみを行います。

<訂正後>

(前略)

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社 S B I 証券	48,323百万円 (2017年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (2017年3月末現在)	
マネックス証券株式会社	12,200百万円 (2017年3月末現在)	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (2017年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

当初申込期間における委託会社による取得申込みの受付等のみを行います。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月5日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。